

# じどうてあて 児童手当のお知らせ



10月～11月分の 児童手当を 12月13日(金)に振り込みます。(制度改正後の初回)

11月より後に 申請した人は 2025年1月より後に 振り込みます。

児童手当は、申請日の次の月の分から 振り込みます。さかのぼっての振り込みは できません。

申請の期限は 2025年3月31日(月)まで です。

## 問い合わせ

児童手当制度改正事務局 ☎ 354-2370

各区子育て支援課 ( 葵区 ☎ 221-1093 駿河区 ☎ 287-8674 清水区 ☎ 354-2120 )

蒲原出張所 ☎ 385-7790



こくさいこうりゅうか  
国際交流課が やさしい日本語に しました